

# NPOバンク事業組合規則

2002年8月5日

## (目的)

第1条 本規則は、NPOバンク事業組合定款第4条、第26条第4項に基づき、組合の運営に関する事項を定める。

## (債権の評価)

第2条 組合の有する債権の評価額は、次のとおり計算する。

- 2 北海道NPOバンクが保有する債権の損失が確定している場合、その貸倒損失額と同額を北海道NPOバンクが有する寄付金及び事業引当金で填補するが、それでもなお不足するときに限り、その不足額を組合の有する債権額から減じる。
- 3 北海道NPOバンクが保有する債権に損失が発生する見込みがあり、北海道NPOバンクが定める要管理債権の引当率に基づいて貸倒引当金を計上した場合、その貸倒引当金と同額を北海道NPOバンクが有する寄付金及び事業引当金で填補するが、それでもなお不足するときに限り、その不足額を組合の有する債権額から減じる。

## (事業引当金)

第3条 事業引当金は、融資の利息収入の中から積立てる。

- 2 事業引当金の積立額は、当分の間、融資の利息収入から事業経費を控除した額とする。

## (持分の払戻額)

第4条 持分の払戻額は、第2条による債権の評価の後、次の式により算出する。

$$\text{当該組合員出資口数} \times \frac{\text{期末の組合の有する債権の評価額} + \text{事業引当金}}{\text{期末の出資金総口数}}$$

= 当該組合員の持分の払戻額

ただし、上記算式で(期末の組合の有する債権の評価額 + 事業引当金)が期末の出資金総額を上回る場合、期末の出資金総額とする。

## (参考)

北海道NPOバンクが定める要管理債権の引当率

延滞期間	引当率
3ヶ月未満	10%
3ヶ月以上6ヶ月未満	20%
6ヶ月以上1年未満	30%
1年以上	50%